

第五十二条第一項中「有する金銭債権」の下に「（債券に表示されるべきものを除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同項第一号中「（当該内国法人が連結子法人である場合には、当該事業年度終了の時において当該内国法人に係る連結親法人が次に掲げる法人に該当する場合における当該内国法人に限る。）」を削り、同号イ中「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、「該当するもの」の下に「及び同条第六項に規定する大通算法人」を、「有しないもの」の下に「（同項に規定する大通算法人を除く。）」を加え、同条第八項中「応じ、」を「応じ」に改め、同条第九項第二号中「連結完全支配関係」を「完全支配関係」に、「連結法人」を「他の法人」に改める。

第五十四条第一項中「当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものその他当該個人に給付されることに伴つて当該債権が消滅する場合の当該譲渡制限付株式」を「次に掲げる要件に該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該譲渡制限付株式が当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものであること。

二 前号に掲げるもののほか、当該譲渡制限付株式が実質的に当該役務の提供の対価と認められるもの

であること。

第五十七条の見出しを「（欠損金の繰越し）」に改め、同条第一項ただし書中「当該欠損金額につき」を「損金算入限度額」に、「第五十九条第二項」を「第五十九条第三項及び第四項」に、「（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」、「同条第三項及び」を「並びに」に、「金額」を「金額をいう。」から」に改め、「又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）」及び「ものがある場合には、当該損金の額に算入される」を削り、「金額」を「金額」に改め、同条第二項中「及び次項」を「次項及び第七項第一号」に改め、「又は第六項」を削り、「第五項又は第九項」を「から第六項まで、第八項若しくは第九項又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）」に改め、「及び第八項」及び「青色申告書である」を削り、同条第三項第一号中「と当該」を「が当該」に、「がある」を「を有する」に改め、同条第四項中「第六十条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、「又は第六項」を削り、「次項又は第九項」を「から第六項まで、第八項若しくは第九項又は第五十八条第一項」に改め、同項第一号中「と当該」を「が当該」に、「がある」を「を有する」に改め、同条第五項中「第五十九条第一項から第三項ま

で」を「第五十九条第一項、第二項又は第四項」に改め、「（同条第二項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）」を削り、「（同条第一項から第三項まで」を「のこれら」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「うち同条第一項から第三項まで」を「うち同条第一項、第二項又は第四項」に改め、同条第六項から第九項までを次のように改める。

6 通算法人が第六十四条の十一第一項各号（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）又は第六十四条の十二第一項各号（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に掲げる法人（次項第一号及び第八項において「時価評価除外法人」という。）に該当しない場合（当該通算法人が通算子法人である場合において、当該通算法人について第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認（以下この条において「通算承認」という。）の効力が生じた日から同日の属する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日までの間に第六十四条の十第五項又は第六項（通算制度の取りやめ等）の規定により当該通算承認が効力を失ったとき（当該通算法人を被合併法人とする合併で他の通算法人を合併法人とするものが行われたこと又は当該通算法人の残余財産が確定したことに基因してその効力を失った場合を除く。）を除く。）には、当該通算法人（当該通算法人であつた内国法人を含む。）の通算承認の効

力が生じた日以後に開始する各事業年度における第一項の規定の適用については、同日前に開始した各事業年度において生じた欠損金額（同日前に開始した各事業年度において第二項の規定により当該各事業年度前の事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。）は、ないものとする。

7 通算法人を合併法人とする合併で当該通算法人との間に通算完全支配関係（これに準ずる関係として政令で定める関係を含む。以下この項において同じ。）がある他の内国法人を被合併法人とするものが行われた場合又は通算法人との間に通算完全支配関係（当該通算法人による完全支配関係又は第二条第十二号の七の六に規定する相互の關係に限る。）がある他の内国法人で当該通算法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合には、次に掲げる欠損金額については、第二項の規定は、適用しない。

一 これらの他の内国法人が時価評価除外法人に該当しない場合（当該合併（適格合併に限る。）の日の前日又は当該残余財産の確定した日がこれらの他の内国法人が通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた日の前日から当該有することとなつた日の属する当該通算親法人の事業年度終了の日までの期間内の日であることその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）における

これらの他の内国法人の前十年内事業年度において生じた欠損金額（第二項の規定によりこれらの他の内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。）

二 これらの他の内国法人の第六十四条の八（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定の適用がある欠損金額

8 通算法人で時価評価除外法人に該当するものが通算承認の効力が生じた日の五年前の日又は当該通算法人の設立の日のうちいずれか遅い日から当該通算承認の効力が生じた日まで継続して当該通算法人に係る通算親法人（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか）との間に支配関係がある場合として政令で定める場合に該当しない場合（当該通算法人が通算子法人である場合において、同日から同日の属する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日までの間に第六十四条の十第五項又は第六項の規定により当該通算承認が効力を失つたとき（当該通算法人を被合併法人とする合併で他の通算法人を合併法人とするものが行われたこと又は当該通算法人の残余財産が確定したことに基因してその効力を失つた場合を除く。）を除く。）で、かつ、当該通算法人について通算承認の効力が生じた後に当該通算法人と他の通算法人とが共同で事業を行う場合として政令で定める場合に該

当しない場合において、当該通算法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のうち当該通算法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日が最も早いものとの間に最後に支配関係を有することとなつた日。第一号において「支配関係発生日」という。）以後に新たな事業を開始したときは、当該通算法人（当該通算法人であつた内国法人を含む。）の当該通算承認の効力が生じた日以後に開始する各事業年度（同日の属する事業年度終了の日後に当該事業を開始した場合には、その開始した日以後に終了する各事業年度）における第一項の規定の適用については、次に掲げる欠損金額は、ないものとする。

一 当該通算法人の支配関係事業年度（支配関係発生日の属する事業年度をいう。次号において同じ。）前の各事業年度で通算前十年内事業年度（当該通算承認の効力が生じた日前十年以内に開始した各事業年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）に該当する事業年度において生じた欠損金額（第二項の規定により当該通算法人の欠損金額とみなされたものを含み、第一項の規定により通算前十年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの、第四項から第六項まで、この項若しくは次項又は第五十八条第一項の規定によりないものとされたもの及び第八十条の規定により

還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。）

二 当該通算法人の支配関係事業年度以後の各事業年度で通算前十年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額のうち第六十四条の十四第二項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として政令で定める金額

9 通算法人について、第六十四条の十五第五項の規定により通算承認が効力を失う場合には、その効力を失う日以後に開始する当該通算法人であつた内国法人の各事業年度における第一項の規定の適用については、同日前に開始した各事業年度において生じた欠損金額（同日前に開始した各事業年度において第二項の規定により当該各事業年度前の事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。）は、ないものとする。

第五十七条第十項中「又は第六項の規定」を「の規定」に改め、「青色申告書である」を削り、「これら」を「第二項」に、「又は第六項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度の」を「について」に改め、同条第十一項第一号イ中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、「及び第五十八条第六項第三号」を削り、「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、「該当するも

の」の下に「及び同条第六項に規定する大通算法人」を、「相互会社」の下に「及び同項に規定する大通算法人」を加え、同項第三号中「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、「及び」の下に「当該内国法人が通算法人である場合において他の通算法人のいずれかの当該各事業年度終了の日の属する事業年度が当該他の通算法人の設立の日として政令で定める日から同日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度でないときにおける当該内国法人並びに」を加える。

第五十七条の二第一項中「日（以下この項）」の下に「及び次項第一号」を加え、「又は第六項」、「内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日において第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。」及び「（当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。以下この項及び次項第一号において「特定支配日」という。）」を削り、同項第一号から第三号まで及び第五号中「特定支配日」を「支配日」に改め、同条第二項中「（第八十一条の十第一項に規定する該当日を含む。）」、「又は連結欠損金個別帰属額（前条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）」及び「それぞれ

れ」を削り、同項第一号中「又は連結事業年度」、「又は各連結事業年度」、「又は連結欠損金個別帰属額」及び「又は適用連結事業年度（第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「特定支配日」を「支配日」に、「これらの」を「その」に、「又は適用連結事業年度開始」を「開始」に、「第三項及び第七項」を「及び第三項」に改め、同条第三項中「又は連結事業年度」、「又は各連結事業年度」及び「又は連結欠損金個別帰属額」を削り、「これらの」を「その」に改め、「又は適用連結事業年度」を削り、「同条第二項、第三項及び第七項」を「同項及び同条第三項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「若しくは欠損等連結法人」、「又は欠損等連結法人」、「又は適用連結事業年度」、「又は各連結事業年度」及び「又は連結欠損金個別帰属額」を削り、「同条第二項、第三項及び第七項」を「同項及び同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第五十八条を次のように改める。

（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）

第五十八条 内国法人の各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち青色申告書を提出する

事業年度でない事業年度において生じた欠損金額に係る第五十七条第一項（欠損金の繰越し）の規定の適用については、当該欠損金額のうち、棚卸資産、固定資産又は政令で定める繰延資産について震災、風水害、火災その他政令で定める災害により生じた損失の額で政令で定めるもの（次項及び第三項において「災害損失金額」という。）を超える部分の金額は、ないものとする。

2 内国法人の各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち青色申告書を提出する事業年度でない事業年度において生じた欠損金額に係る第五十七条第一項の規定の適用については、当該欠損金額のうち、災害損失金額に達するまでの金額については、同条第三項及び第四項並びに前条の規定は、適用しない。

3 欠損金額の生じた事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に災害損失金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がない場合には、当該事業年度の災害損失金額はないものとして、前二項の規定を適用する。

4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十九条第一項中「（連結事業年度において生じた第八十一条の十八第二項（連結法人税の個別帰属

額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）を含む。」を削り、同項第一号中「との間に連結完全支配関係がある連結法人」を「が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するもの」に改め、同項第二号中「との間に連結完全支配関係がある連結法人を除く。次項第二号において同じ」を「が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するものを除く」に改め、同項第三号中「の益金不算入等」及び「の損金不算入等」を削り、同条第二項中「あつたことその他これに準ずる」を「あり、又は内国法人に第二十五条第三項若しくは第三十三条第四項に規定する」に、「次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日の属する」を「第二十五条第三項又は第三十三条第四項の規定の適用を受けるときは、その適用を受ける」に改め、「第三号に掲げる場合に該当する場合には、その該当することとなつた事業年度。」及び「（連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度

に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額を含む。」を削り、「当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、「この項及び第六十二条の第五項（現物分配による資産の譲渡）（第三号に掲げる場合に該当する場合には、「及び」「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、「及び前条第一項、この項並びに」を「この項及び」に、「この規定」を「（現物分配による資産の譲渡）の規定」に改め、同項第一号中「これらの事実の」を「当該再生手続開始の決定があつた時又は当該政令で定める事実が」に、「との間に連結完全支配関係がある連結法人」を「が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するもの」に、「その」を「」におけるその」に改め、同項第二号中「これらの」を「当該再生手続開始の決定があつたこと又は当該政令で定める」に改め、「役員等」の下に「（役員若しくは株主等である者又はこれらであつた者をいい、当該内国法人が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するものを除く。）」を加え、「場合 その」を「場合におけるその」に改め、同項第三号中

「又は第三十三条第四項の規定の適用を受ける場合 第二十五条第三項」を削り、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から第四項まで」に改め、「第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「（連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）を含む。）」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第二項の内国法人が通算法人である場合（同項に規定する適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）における同項の規定の適用については、同項中「この項及び」とあるのは「この項、」と、 $\cup$ の規定」とあるのは $\cup$ 、第六十四条の五（損益通算）及び第六十四条の七第六項（欠損金の通算）の規定」と、「所得の金額を」とあるのは「所得の金額と当該内国法人の適用年度及び当該適用年度終了の日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度の調整前所得金額（第五十七条第一項、この項から第四項まで、第六十二条の五第五項、第六十四条の五及び第六十四条の七第六項の規定を適用しないものとして

計算した場合における所得の金額をいう。）の合計額から同日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において生じた調整前欠損金額（第五十七条第一項、この項から第四項まで、第六十二条の五第五項、第六十四条の五及び第六十四条の七第六項の規定を適用しないものとして計算した場合における欠損金額をいう。）の合計額を控除した金額（これらの他の通算法人のうちにこの項の規定の適用を受ける法人がある場合には、当該控除した金額のうち当該内国法人に帰せられる金額として政令で定める金額）とのうちいずれか少ない金額を」とする。

第五十九条第二項の次に次の一項を加える。

3 内国法人について再生手続開始の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合（第二十五条第三項又は第三十三条第四項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、その内国法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日の属する事業年度（以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額で政令で定めるものに相当する金額のうち当該各号に定める金額の合計額（当該合計額がこの項及び第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額を超える場合には、その

超える部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該再生手続開始の決定があつた時又は当該政令で定める事実が生じた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者（当該内国法人が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するものを除く。）から当該債権につき債務の免除を受けた場合（当該債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるときを含む。）その債務の免除を受けた金額（当該利益の額を含む。）

二 当該再生手続開始の決定があつたこと又は当該政令で定める事実が生じたことに伴いその内国法人の役員等（役員若しくは株主等である者又はこれらであつた者をいい、当該内国法人が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するものを除く。）から金銭その他の資産の贈与を受けた場合 その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額

第六十条の三第一項中「同項に規定する欠損等連結法人にあつては、同項に規定する特定支配日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日において第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する評価損資産その他政令で定める資産を有していたものに限る。」を削り、「の第五十七条の二第一項」を「の同条第一項」に改め、「又は第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度」を削り、「適用事業年度等」を「適用事業年度」に、「第五十七条の二第一項に規定する特定支配日（当該欠損等連結法人にあつては、第八十一条の十第一項に規定する特定支配日）」を「同条第一項に規定する支配日」に改め、「第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）若しくは第六十一条の十二第一項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）又は」を削り、「時価評価損益」の「を」を「時価評価損益」、第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）、第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）又は第六十四条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）の「に」、「適用事業年度等」を「適用事業年度」に、「第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度若しくは第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度又は第六

十二条の九第一項の規定の」を「その」に、「当該特定支配日」を「当該支配日」に、「又は連結事業年度開始の日において有する」を「開始の日において有する」に、「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に、「その他これらに類する」を「その他の」に、「損失の額」を「損失の額として政令で定める金額」に、「又は評価換えによる利益の額」を「評価換えその他の事由による利益の額として政令で定める金額」に、「利益の額を」を「金額を」に改める。

第二編第一章第一節第五款第五目を削る。

第六十一条の十三第三項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第四項中「第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する他の内国法人又は前条第一項に規定する他の内国法人が第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度（以下この項において「連結開始直前事業年度」という。）又は前条第一項に規定する連結加入直前事業年度（以下この項において「連結加入直前事業年度」という）を「第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する内国法人、第六十四条の十二第二項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する他の内国法人又は第六十四条の十三第一項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価

損益）に規定する通算法人が時価評価事業年度（第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度をいう。以下この項において同じ）に、「連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度」を「時価評価事業年度」に改め、「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、「を除き」を「（同条第一項に規定する通算法人のうち同項第二号に掲げる要件に該当するものにあつては、当該政令で定めるものに係る譲渡損益調整額及び次に掲げる要件のいずれかに該当しない譲渡損益調整額）を除き」に、「連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度」を「時価評価事業年度」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 十億円を超えること。
- 二 譲渡損失額に係るものであること。
- 三 当該譲渡損益調整資産に係る譲受法人において当該譲渡損益調整資産の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の政令で定める事由が生ずることが見込まれていること又は当該通算法人が当該譲渡損益調整資産に係る譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなること（前項各号に掲げる事由に

基因して完全支配関係を有しないこととなることを除く。）が見込まれていること。

第六十一条の十三第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 通算法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき第一項の規定の適用を受けた場合において、当該譲渡損益調整資産の譲渡が他の通算法人（第六十四条の五（損益通算）の規定の適用を受けない法人として政令で定める法人及び通算親法人を除く。）の株式又は出資の当該他の通算法人以外の通算法人に対する譲渡であるときは、当該譲渡損益調整資産については、第二項から前項までの規定は、適用しない。

第二編第一章第一節第五款第六目中第六十一条の十三を第六十一条の十一とし、同目を同款第五目とする。

第六十二条の七第一項中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、「青色申告書を提出した事業年度の」及び「適用期間（」を削り、「が当該内国法人と」を「が当該内国法人が」に、「があること」を「を有すること」に改め、「第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）若しくは第六十一条の十二第二項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）又

は」を削り、「時価評価損益」の」を「時価評価損益」、第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）、第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）又は第六十四条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）の」に、「第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度若しくは第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度又は第六十二条の九第一項の規定の」を「その」に、「」をいう」を「第六項において「対象期間」という」に改め、同条第二項第一号中「受けた資産」の下に「（棚卸資産、当該特定適格組織再編成等の日における帳簿価額が少額であるものその他の政令で定めるものを除く。）」を加え、「がある」を「を有する」に、「」前」を「」の属する事業年度開始の日前」に改め、「もの（」の下に「これに準ずるものとして」を加え、「除く」を「含む」に、「これらに類する事由」を「の事由」に、「損失の額」を「損失の額として政令で定める金額」に、「又は評価換え」を「評価換えその他の事由」に、「利益の額」を「利益の額として政令で定める金額」に改め、同項第二号中「内国法人が」の下に「有する資産（棚卸資産、特定適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日における帳簿価額が少額であるものその他の政令で定めるものを除く。）で」を加え、「資産（」を「もの（こ